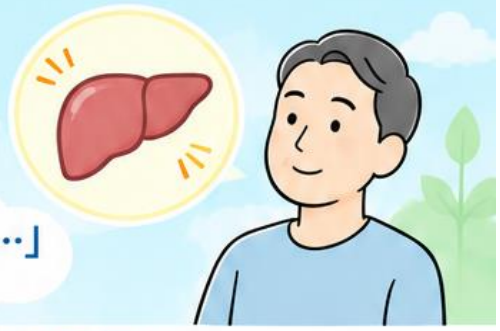
肝がん・重度肝硬変の医療費助成について



肝がん・重度肝硬変の治療を受けている方へ

「医療費の負担が大きい…」と感じていませんか？

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変の治療を受けている方には、
一定の条件を満たすことで、医療費の自己負担を軽減できる制度があります。

当院は、福岡県が指定する「肝がん・重度肝硬変指定医療機関」です。
対象となる方は、当院での治療について医療費助成を受けられる場合があります。

このような方はご確認ください

以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

1. B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で治療を受けている
2. 年収が約370万円以下
3. 過去24か月以内に、肝がん・重度肝硬変の対象となる治療で、高額療養費の基準額を超えた月が2月以上ある
4. 所定の手続きを行い、参加者証の交付を受けている

※助成には一定の要件があります。詳しい対象条件については、医療機関またはお住まいの地域の保健所へご相談ください。

医療費の自己負担が「1万円」に

助成の対象となる月については、
自己負担額が1万円となるよう助成されます。

例えば…

医療費の自己負担額が
57,600円となった場合
➡ **10,000円**となり、
自己負担が47,600円**軽減**される
場合があります。

※実際の助成額は、年齢・所得区分・医療内容などにより異なります。

57,600円 ➡ 10,000円



入院の場合

参加者証をお持ちの方が、助成対象となる
入院治療を受けた場合、医療機関の窓口での
お支払いが1万円になります。



イメージ

57,600円（自己負担額） ➡ 10,000円（窓口でのお支払い）

※参加者証等の提示が必要です。

通院の場合

助成対象となる肝がんの通院治療については、
いったん医療費をお支払いいただき、後日、
償還払いの手続きを行うことで、自己負担額が
1万円となるよう助成されます。



イメージ

57,600円（窓口で支払い） ➡ 後日、償還払いの手続き ➡ 47,600円が助成 ➡ 実質的な自己負担 10,000円

※通院の助成対象となる治療には条件があります。



「自分も対象かも？」と思ったら

肝がん・重度肝硬変の治療を受けていて、

- 年収が約370万円以下かもしれない
- 過去に高額な医療費を支払ったことがある
- 医療費の負担が大きい

という方は、
医療費助成の対象となる
可能性があります。

**まずは当院の
ソーシャルワーカーに
ご相談ください**

医療法人 柳育会 柳病院